令和４年５月

令和４年度 「高さ指定道路」の指定に関する要望　受付要領

　全日本トラック協会では、道路通行時の高さの最高限度を4.1m（道路法および道路交通法の一般的制限値は3.8m）とする「高さ指定道路」の指定を希望する区間について要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。※要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

１．対象区間

対象区間は次の１～２の両方を満たすことを条件とします。

１．通行車両について、次の①～②のいずれかに該当すること。

　　①背高国際海上コンテナ車

　　②積載物が積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物(※)であり、

かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両

　　※荷姿等について別途書類(任意書式)の添付が必要

【通行車両が自動車運搬用セミトレーラの場合】

自動車運搬用セミトレーラについては、「（一社）日本陸送協会」にて会員事業者向けに要望区間の取りまとめを行います。

２．道路について、次の①～④のいずれかに該当する区間を含まないこと。

　①トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間

　②「大型車進入禁止」などの禁止区間

　　③過去３年間に要望しているにも関わらず指定されていない区間

　　④生活道路等を含む区間（駅前、スクールゾーン、住宅街など）

２．提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ファイル種別 | ファイル形式 | 提出時に付すファイル名 |
| ① | 要望一覧表 | Excelファイル | 事業者名＋一覧表  （例：○○運送一覧表） |
| ② | 要望区間票Ⅰ～Ⅱ | Wordファイル | 事業者名＋要望一覧表A列のNo.  （例：○○運送1） |
| ③ | 荷姿や高さ等が確認できる書類(任意書式)※ | Word、PDF等の  電子ファイル | 事業者名＋荷姿  （例：○○運送荷姿） |

　次の電子ファイルを提出する。

※ １．１②に該当する場合に提出

３．要望の流れ

③集約、

提出

②集約、

提出

会員事業者

警察庁

国土交通省

④精査、

調整

全日本トラック協会

各都道府県の

　　　トラック協会

①提出

道路管理者

（自治体等）

⑤結果

連絡

⑥結果

連絡

⑦結果

連絡

　①５～６月　会員事業者から所属の各都道府県トラック協会へ要望区間の提出

　②６ 月 末　各都道府県トラック協会にて集約後、全日本トラック協会へ提出

　③７～８月 全日本トラック協会にて集約

(一社)日本陸送協会およびＪＲ貨物と連携し、

背高車両委員会として要望区間の取りまとめ

９月上旬　国土交通省・警察庁へ要望区間の提出

　④ 適　宜　 国土交通省・警察庁と道路管理者（自治体等）において内容精査、

収録調整 等

　⑤ ３ 月　　国土交通省・警察庁から全日本トラック協会への結果連絡

　⑥　 〃 　　全日本トラック協会から各都道府県トラック協会への結果連絡

　⑦　 〃 　　各都道府県トラック協会から会員事業者への結果連絡

◇本件の問い合わせ先

　(公社)全日本トラック協会

企画部 道路企画室　TEL:03-3354-1068　E-mail:dourokikaku@jta.or.jp

◆提出先

(公社)大分県トラック協会　事務局

　E-mail:ota1127a@ota.or.jp　※電子データを提出ください。